

# 令和5年度 第5回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による
2. 日 時 令和5年8月10日 午後1時30分
3. 場 所 農業研修センター「ろくじ館」
4. 議 題 議案第17号 農地法第5条許可申請書審議について  
議案第18号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について（諮問）  
議案第19号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について（諮問）
5. その他
6. 出席委員  
農業委員  
1 番 境 栄一郎                      2 番 長野 和代                      3 番 清住 昇  
4 番 松本 茂                          5 番 伊豆野 誠                      6 番 五嶋 靖  
7 番 岡本 篤幸                      8 番 平井 豪                          9 番 草場竜一郎  
10 番 本田 廣正                      11 番 中村 幸信                      12 番 河嶋 隆雄  
13 番 緒方 寛二                      14 番 中村 節美  
農地利用最適化推進委員  
西村 孝生      田上 安幸      松永博文      井芹康雄      伊佐浩二  
坂本 導成      松野 文男      上村敦之
7. 欠席委員  
農業委員  
なし  
農地利用最適化推進委員  
西村 盛一      外村 和彦
8. 議事録署名人  
8 番 平井 豪

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 井上 幸介

事務局職員 河原 俊典、川端 勵志、小山 美伸

会 議

1. 開 会

事務局長 それでは、総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は14名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、ただいまから令和5年度第5回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長あいさつ

事務局長 まずは会長に御挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、お疲れさまです。心配をしておりました台風6号もほとんど被害がなく去っていったみたいで、安堵しているところです。あとは低気圧まではぜひ台風が上陸しないことを願いたいと思います。

本日は、5条案件、それから基盤法、それから農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更、これが約50ページほどありますが、この変更点についての説明、その後、利用状況調査とタブレット端末機の使い方の研修が若干予定をされておりますので、よろしく願いをいたしまして、簡単ではありますが、御挨拶いたします。

以上です。

事務局長 ありがとうございます。

3. 議事録署名委員の指名

事務局長 それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 本日は、8番委員の平井委員と9番委員の草場委員をお願いいたします。

4. 議 題

事務局長 それでは、議題に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、会議規則第4条の規定に基づき、会長をお願いいたします。

会 長 それでは、早速会議を進めてまいります。

議案第17号、農地法第5条許可申請書審議についてを議題といたします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局            それでは、1ページをお願いいたします。  
議案第17号、農地法第5条許可申請書審議について。  
農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。

                    令和5年8月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。  
                    以上です。

会    長            ありがとうございます。  
                    それでは、2ページをお願いします。  
                    議案第17号、農地法第5条許可申請書審議調書、番号1番について審議したいと思います。

○2番              それでは、2番委員の長野委員から説明をお願いします。

                    2番委員の長野です。  
                    それでは、番号1番について説明いたします。  
(申請人の状況・譲受人の状況・申請土地の状況・転用の目的・契約の種類・転用の理由を読み上げ)

会    長            それでは続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。  
事務局              説明申し上げます。  
                    地図につきましては3ページにお手元の資料添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。  
                    まず左、こちら九州自動車道でございます。下のほうに府領の集落、緑川パーキングエリア上り線のパーキングエリア、そして、緑川、こちら赤く示したところが今回の申請地でございます。  
                    場所については以上でございます。

会    長            それでは続きまして、転用申請に係る可否の判定について、2番委員の長野委員から説明をお願いします。

○2番              それでは、説明します。  
                    今回の申請は、既に作業場として利用している土地が無断転用であったことが判明したため、改めて転用申請をするものです。なお、今回の申請書には始末書も添付されていることを申し添えます。  
                    転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうかを説明します。  
                    それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。

                    ①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、集落内にある農地で、広がり10ヘクタール以上であるため第1種農地に該当する

と思います。

②については、第1種農地の転用は原則許可できないとされておりますが、例外規定の既存施設の拡張に該当するため、転用は可能だと思います。

③については、既に施設が建設されているため、問題ありません。

④については、被害防止対策もされているため、問題ありません。

⑤については、問題ないと思われま。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っていますので、4番委員の松本委員から説明をお願いします。

○4番 4番委員の松本です。

先月の7月28日に、会長、伊豆野委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請地は、大字府領字北原にある農地で、10ヘクタール以上の広がりがあるため、第1種農地に該当します。しかしながら、既に無断転用状態であるものの、例外規定に該当し、始末書も提出されているため、転用はやむを得ないと思います。

会 長 ありがとうございます。ただいま、4番委員の松本委員から現地調査の報告、また、2番委員の長野委員から、転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号のロに該当するものの、例外規定に該当するため転用は可能と判断するとの説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

河嶋委員、どうぞ。

○12番 無断転用は、大体何年前からこの状態なんですか。

会 長 事務局、お願いします。

事務局 約7年ほど前というふうに書いてございます。

以上です。

会 長 河嶋委員、よろしいですか。

○12番 はい。

会 長 そのほかに何か御意見ございませんか。

それでは、ほかにはないようでございます。

それでは、採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号1番につきまして、当農業委員会としましては、許可相当の意見をつけて県へ送付をしまいたします。

続きまして、番号2番について審議したいと思います。

それでは、4番委員の松本委員から説明をお願いします。

○4番 4番委員の松本です。

それでは、番号2番について説明いたします。

(申請人の状況・譲受人の状況・申請土地の状況・転用の目的・転用の理由を読み上げ)

会 長 続きます、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 お手元の資料、4ページに添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明申し上げます。

まず右側、こちらの真ん中に安津橋がございます。県道今吉野甲佐線がこのように通っておりまして、右に曲がると乙女小学校方面、こちらに迫の集落、町道津志田山口線がありまして、その県道と町道の交差点の角、赤く示したところが今回の申請地で、その隣が申請人が現在お住まいの場所になります。

場所については以上でございます。

会 長 それでは続きます、転用申請に係る可否の判定について、4番委員の松本委員から説明をお願いします。

○4番 それでは、説明いたします。

今回の申請は、現在、実家に同居しているが、手狭になったため、新たに住宅を建設するための転用申請をするものです。

転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明いたします。

それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、集落内にある農地で、広がり10ヘクタール以上あるため第1種農地に該当すると思われま。

②については、第1種農地の転用は原則許可できないとされておりますが、例外規定の集落接続に該当するため、転用は可能だと思われま。

③については、融資証明書も添付されているため、問題がないと思いま。

④については、被害防止策も記載されているため、問題がないと思いま。

⑤については、問題がないと思われま。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しま。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。5番委員の伊豆野委員から説明をお願いします。

○5番 5番委員の伊豆野です。

先月の7月28日に、会長、松本委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請地は、大字船津字松の本にある農地で、10ヘクタール以上の広がりがあるため、第1種農地に該当しま。しかしながら、例外規定に当たるため、転用は可能

と思います。

以上です。

会 長 　　ただいま、5番委員の伊豆野委員から現地調査の報告、また、4番委員の松本委員から、転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号のロに該当するものの、例外規定に該当するため転用は可能と判断するとの説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。河嶋委員、どうぞ。

○12番 　　所有権移転で無償になっていますけれども、所得税はどれくらいかかったんですか。分かりますか。

事務局長 　　所得税は関係ない。所得税は収入に対してです。

○12番 　　取得税です。

事務局長 　　不動産取得税だったら、百二十何万までは課税されないというのがありますけど、ちょっとそれは明確に評価額とかがないと分からないです。

会 長 　　河嶋委員、よろしいですか。

○12番 　　はい。

会 長 　　そのほかに何か御意見ございませんか。

それでは、ほかにはないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号2番につきまして、当農業委員会としましては、許可相当の意見をつけ、県のほうへ送付をまいります。

それでは、続きまして、議案第18号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定についてを議題といたします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長 　　それでは、5ページをお願いいたします。

議案第18号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について諮問。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について、別紙のとおり諮問があったので意見を求めるものでございます。

令和5年8月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次の6ページをお願いいたします。

甲農第856号、令和5年7月26日。甲佐町農業委員会会長、岡本篤幸様。甲佐町長、奥名克美。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について諮問。

農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により農用地利用集積計画を定めたいので、同法附則第5条第1項の規定により諮問します。

次の7ページをお願いいたします。

農用地利用集積計画総括表令和5年度第5回です。まずは総括表で説明いたします。

賃借権の再設定については、今回ございません。

新規につきましては、5年の田が1筆の311平米、10年の田が6筆の8,596平米となります。

使用貸借権の再設定についてはございません。

新規についてもございません。

このため、今回の利用権設定の合計は、田が7筆の8,907平米となります。

その他所有権移転について、田が7筆の5,917平米となります。

委員の皆様には審議していただきますのは新規の案件となります。詳細は事務局から説明いたします。

以上でございます。

会 長 それでは、8ページをお願いします。

議案第18号、農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画について審議します。

番号1番、2番については、相手方が同一なので、一緒に審議したいと思います。この案件の相手方譲受人は5番委員の伊豆野委員です。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があり、この規定に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

(伊豆野委員退出)

事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を讀み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。11ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地は赤色の部分です。こちらに甲佐小学校、こちらに甲佐町やな場があります。県道三本松甲佐線を走りまして、突き当たりに、甲佐小学校から東へ約580メートルのところに、豊内字中園に1筆あります。そこから南へ140メートルのところにもう1筆。町道上豊内五反田線沿いにもう1筆あります。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号1番、2番の相手方は認定新規就農者で、主に米、野菜の作付をされています。今回の申請地には米、大豆の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

会 長

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。質問ございませんか。質問もないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1番、2番については原案のとおり承認いたします。伊豆野委員の入室を認めます。

(伊豆野委員入室)

それでは、9ページをお願いします。

続きまして、番号3番について審議したいと思います。

この案件は、熊本県農業公社を通しての貸借です。

事務局から説明をお願いします。

事務局

説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。12ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地は赤色の部分です。こちらが県道嘉島甲佐線でございます。木村のあられさん、日立物流さんがあります。今回の申請地は木村のあられさんから北西方向に約285メートルのところに2筆並んであります。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号3番の相手方は認定農業者で、主に米、花卉の作付をしています。今回の申請地には花卉の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われます。

会 長

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

○1番

ここは花家と思うんですけど、借りられたところは、この後、ハウスか何か建てられるんですか。

事務局

菊の栽培をされるということでお話を伺っております。

○1番

ハウスを建てるということですね。

事務局

はい。

会 長 境委員、よろしいですか。

○1番 はい。

会 長 そのほかになにか御意見ございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは、採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号3番については原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号4について審議したいと思います。

この案件も熊本県農業公社を通しての貸借です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。13ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地は赤色の部分です。こちらが県道今吉野甲佐線でございます、こちらに熊本南カントリークラブがございます。こちらに世持の公民館がございます、今回の申請地は、世持の公民館から南西へ約76メートルのところ、1筆あります。

続きまして、相手方の状況について説明いたします。

番号4番の相手方は認定農業者で、主に米、飼料作物、野菜の作付をされております。今回の申請地にも米の作付をされており、集積後は効率よく利用できると思われれます。

会 長 ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

松本委員。

○4番 311平米ということですが、足らんかなと思って、また借りて作っておられるのかな。

会 長 事務局、回答をお願いします。

事務局 前のスクリーンを見ていただくと、こちらに水稻作付けされておりますが、地籍によりますと、今、畦畔を取り外してある状態で、このくらいが今回の申請地になるだろうということです。隣も借りられて、同じ申請人がつくられておるという状況でございます。

○4番 そっちのほうが手前の方ですか。

事務局 植えてあるほうになります。左隣も今回の申請人が借りて作られておりまして、

今回、こちらのほうも畦倒ししたところを作られるということでございます。

以上です。

会 長 松本委員、よろしいですか。

○4番 はい。

会 長 そのほかに何か御意見ございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号4番については原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号5番について審議したいと思います。

この案件も熊本県農業公社を通しての貸借です。事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。14ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地は赤色の部分です。こちらが日和瀬橋でございまして、こちらに特別養護老人ホーム桜の丘がございまして、今回の申請地は、日和瀬橋から南東方向に約310メートルのところに1筆あります。

続きまして、相手方の状況について説明いたします。

番号5番の相手方は認定新規就農者で、主に米、野菜の作付をされています。今回の申請地にも米の作付をされており、集積後は効率よく利用できると思われま

会 長 ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

どうぞ。

○10番 対価の計算って、どういう計算をしてあるんですか。271に対して米30キロになっていますが、どういう計算方法なんですか。

○5番 330キロやけん、1反当たりにしたときに111キロしてあるんじゃないか。

○10番 できてあると。

○5番 多分そう。

○10番 そんな仕事のね、畦倒ししてあるとでしょう、結果的には。

事務局長 畦倒ししてある。

○10番 してあるって、手前のほうと。

事務局 前回と前々回、奥のほうを貸借。

○10番 その残りの分だよ、地図から言うと。

事務局長 前回のやつの続き。

○10番 でないと、こんな狭いところでね、畦倒ししてなかったら、仕事量で採算に合わない。だから、どういう計算をしてあるのかという話をしてる。

会 長 今、説明された通りです。

ほかに何かございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは、採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号5番については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、10ページをお願いします。

番号6番について審議したいと思います。

この案件は、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買です。熊本県農業公社が所有者の方から農地を買い上げる案件です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。15ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地は赤色の部分です。こちらに緑川パーキングエリアがございまして、今回の申請地は、ここから東へ約132メートルのところ、7筆固まってあります。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいま事務局から、番号6番についての説明がありました。

それでは、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か御意見ございませんか。

質問もないようです。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号6番については原案のとおり承認いたします。

続きまして、議案第19号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてを議題といたします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、16ページをお願いします。

議案第19号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、別紙のとおり

諮問があったので、意見を求めるものでございます。

令和5年8月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次の17ページをお願いします。

甲農第849号、令和5年7月25日、甲佐町農業委員会会長岡本篤幸様。甲佐町長、奥名克美。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について（諮問）。

このことについて、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。

以上となります。

会 長 それでは、次の18ページをお願いします。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行されたことに伴い、県で定めております農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針が令和5年6月に変更されました。これに伴い、市町村も農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律及び県の基本方針に即して変更を行う必要がありますので、今回の諮問となりました。

18ページからが農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）。

44ページをお願いします。

44ページからは、その新旧対照表が添付されております。下半分が変更前、上半分が変更案になっております。

それでは、中身のほうを御説明させていただきます。修正箇所が多いので、文字の訂正等については説明を省略させていただき、重要な変更箇所だけ抜粋して説明しますので、よろしく願いいたします。

それでは、28ページをお願いいたします。

28ページの中段辺りに第3が追加されております。こちらは第3のところ、第2及び第2の2に掲げる農業経営の基本的指針のほかに、農業を担う者の確保及び育成について記載を追加しております。

ここでは、町は認定農業者、新規認定農業者といった担い手に対して、関係機関が連携しながら支援をしていくとともに、多様な幅広い人材に対しても情報提供、受け入れ態勢の整備などの支援を行っていくことを記載しております。

次の29ページをお願いいたします。

中段辺りに第4の項がありますけれども、その2行目の真ん中辺り、「農用地の利用関係の改善に関する事項」という文言を「農用地の効率的かつ総合的な利用に関

する事項」という文言に変更し、そのページの下の段辺りに、1のイの項目が追加されております。そのイの項目には、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら農用地の集約化を図っていくことや、担い手不足の地域では新規就農の促進や家族経営など、地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体による農用地の有効利用等を図ることを記載しております。

30ページをお願いいたします。

30ページの下の方に、第5についての記載がございます。その第5の②が追加され、地域計画の協議の場についてや地域計画についての記載が追加されております。

35ページをお願いいたします。

35ページの真ん中のほうに、2という項目がございます。こちらに、先ほどの追加された具体的な内容が書かれております。協議の場については、農業委員会も参加者に記載されております。また、地域計画については、これまでの実質化された人・農地プランを基に区域を設定すること、また、策定に当たっては、県、農業委員会、農地中間管理機構、農協、土地改良区等の関係機関と連携しながら策定することをうたっております。

重要な変更箇所の説明は以上ですが、町のほうでこの見直しについて、県にこの案を見ていただいております。県から複数の指摘はございましたが、修正を行い、内容的にも問題ないという回答をいただいているとのこと。

事務局からの説明は以上となります。

会長 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）についてのポイントを絞った変更点だけの説明があったところです。なお、この構想は、平成30年3月に施行されており、今回、その変更点をまた議論していくこととなります。

ただいま事務局から、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的構想の変更についての説明がありました。したがって、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

○1番 今年度の当初に、畑地化のほうで支援金、5年間水稲を休んだらやるということで話が結構盛り上がったんですけど、結果的には甲佐町はゼロということで、儲かる農業とか施設とかの管理で畑地化を目指そうと思った人たちは大変残念と思っています。そういう形で今から、まあ、これは国が決めることなので分からないんですけど、甲佐町としてはもうその流れで、今までどおりの補助体制で花、野菜なんかの補助金をやる形で持っていく。

事務局長 境委員おっしゃったとおり、今年、畑地化の話がありまして、実際、甲佐町の配分ゼロでした。というのが、今回、国が突然打ち出して、かなりの要望が全国から上がってきて、予算が全然足りないというところで、熊本県の配分というのがほと

んどないような状況というところで。

ただ、おっしゃったとおり5年間あります。5年間、畑地化に関しては、まず1発目に畑地化したら補助金出して、その後5年間、幾らか頂けるといような話でしたが、今年畑地化しても、来年畑地化しても、スタートが遅れるだけの話です。いわゆる転作の水張、あれも5年に1回水張りをするということですので、基本的に遅れた分に関しては、例えば、元来ハウスが建って、花卉を植えてらっしゃるところに関しては、補助金がついて畑地化をされるまでの間については、通常の経営所得安定対策交付金の交付対象というところで、その交付金を交付する。そこで、今度、国の予算がついて畑地化ができますよというふうになったら、その段階で畑地化に切り替えていただければ、それからまた5年間出るということになりますので、スタートの期間がちょっと遅れたというふうに捉えていただければいいと思うんです。

ただ、来年また国がその分の予算を確保できるのかというと、今のところ何とも言えない状況ではあります。一つ言えるのは、今年度については、熊本県はほぼゼロ、配分はゼロということであったということです。

以上です。

会 長 境委員、よろしいですか。

そのほかに何か御意見。

○14番 今回の説明があった時に、資料としては追加になったところとか変更になったところを網掛けとかにしてもらっておくと全部分かりやすかったんじゃないかなと思います。

事務局長 おっしゃるとおりだと思います。新旧対照表をつけていますので、こっちで説明してもらえばよかったです。

基本的に、今回の基本的な構想に関しては、以前つくっていたものがありまして、その期間内ではあるんですけども、今回、基盤法の改正で地域計画、去年までの人・農地プランというのが法制化されて、その分の地域計画に関する記述を県のほうで追加されたということで、今回、町のほうにもそれを反映させる必要があるということで、地域計画のことが今回入っていくということになりますので、大まかに言えば大きな改正というのは以上です。よろしく申し上げます。申し訳ありません。

会 長 事務局長の答弁で大体お分かりになったと思います。

そのほかに何か御意見ございますか。

それでは、今の説明でお分かりになったと思います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、町からの諮問について、原案のとおり、異議なしと回答させていただきます。

本日予定をいたしておりました議題は以上で終了いたしますので、あとは事務局のほうへバトンタッチをいたします。

事務局長      ありがとうございました。

それでは、長時間にわたりありがとうございました。これをもちまして第5回定例農業委員会総会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員      議      長

8    番

9    番